

第四十六回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第十七号

昭和三十三年三月五日(木曜日)委員会において、次の通り小委員及び小委員長を選任した。

地方税法等の一部を改正する法律案等審査小委員

大石 八治君 奥野 誠亮君

久保田内次君 田川 誠一君

永田 亮一君 村山 達雄君

千葉 七郎君 細谷 治嘉君

安井 吉典君 栗山 礼行君

地方税法等の一部を改正する法律案等審査小委員長

永田 亮一君

地方公営企業に関する調査小委員

大西 正男君 武市 恭信君

登坂重次郎君 藤田 義光君

森下 元晴君 和爾俊二郎君

佐野 憲治君 重盛 寿治君

華山 親義君 門司 亮君

地方公営企業に関する調査小委員長

藤田 義光君

昭和三十三年三月五日(木曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 森田重次郎君

理事 田川 誠一君 理事 渡海元三郎君

理事 永田 亮一君 理事 藤田 義光君

理事 華川村 親義君 理事 佐野 憲治君

理事 安井 吉典君

大石 八治君 大西 正男君

奥野 誠亮君 亀岡 高夫君

久保田内次君 武市 恭信君

登坂重次郎君 三池 信君

村山 達雄君 森下 元晴君

山崎 巖君 和爾俊二郎君  
秋山 徳雄君 重盛 寿治君  
千葉 七郎君 華山 親義君  
細谷 治嘉君 栗山 礼行君  
門司 亮君

出席國務大臣 早川 崇君

出席政府委員 松島 五郎君

自治事務官 柴田 護君

自治事務官 細郷 道一君

自治事務官 岡田 純夫君

自治事務官 近藤 隆之君

自治事務官 佐々木喜久治君

自治事務官 森岡 敬君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 越村安太郎君

委員外の出席者

自治事務官 岡田 純夫君

自治事務官 近藤 隆之君

自治事務官 佐々木喜久治君

自治事務官 森岡 敬君

自治事務官 石川 一郎君

自治事務官 越村安太郎君

委員登坂重次郎君及び華山親義君辞任につき、その補欠として木村俊夫君及び米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月四日

同日

委員木村俊夫君及び米内山義一郎君辞任につき、その補欠として登坂重次郎君及び華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

三月五日

理事阪上安太郎君同日理事辞任につき、その補欠として佐野憲治君が理事に当選した。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

小委員会設置並びに小委員及び小委員長の選任に関する件

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)

同日  
委員木村俊夫君及び米内山義一郎君辞任につき、その補欠として登坂重次郎君及び華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

三月五日

理事阪上安太郎君同日理事辞任につき、その補欠として佐野憲治君が理事に当選した。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

小委員会設置並びに小委員及び小委員長の選任に関する件

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)

市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出第一二〇号)

○森田委員長 これより会議を開きます。

○森田委員長 御異議なしと認めます。よって、許可することに決しました。

て委員長において指名するに御異議ありませんか。  
「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○森田委員長 御異議なしと認めます。よって、佐野憲治君を理事に指名いたします。

○森田委員長 次に、地方税法等の一部を改正する法律案及び市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案の両案を一括議題として、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。千葉七郎君。

「委員長退席 永田委員長代理着席」

○千葉七郎委員 地方税法等の一部改正案につきましてもいろいろ了解いたしかねる点がございますので、お尋ねをいたしたいと思います。

改正案の提案理由の説明によりまして、この改正案は住民負担の軽減、合理化にため、地方財政の現状は漸次好転しておるけれども、地方行政の水準はなお低い。すみやかにその向上をはかることが必要であり、これに伴う所要経費の増大を考えると、地方財政はなお予断を許さない状況にある。したがって、この改正にあたっては、地方財政の実情を考慮して、国において所要の財源措置を講ずる、そのためにこの改正案を提案したので、こういう説明であります。この説明を読んでもみますと、いろいろ矛盾する点があるのではないかと、このようにも考

えられますので、この説明につきましても一応具体的にお伺いをいたしたいと思っております。

初めに、この改正案は住民負担の軽減、合理化にとめるといっているのでありますが、住民負担の軽減、これはもちろん地方税を軽く減ずるといっているのでありますから了解できるのであります。その下にある合理化にとめると、この合理化にとめるといのはどういふ内容であるか。いままでの、現行の地方税制は不合理であったから、これを合理化するのだ。いろいろ合理化ということばがはやっておるのであります。理屈に合わない点を理屈に合うようにするのだ、こういうふうには考えられるわけでありまして、その合理化の内容について、少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

○細野政府委員 たとは住民税におきまして、従来は本文方式のほかにただし書き方式が認められておったのであります。その中で、ただし書き方式におきましては、たとえば控除の種類が限定されておる。基礎控除があり、その上扶養控除等について税額控除をいたしております。あるいは専従者につきまして、同じ税額控除をいたしておりますが、扶養控除の税額控除につきましては六百円というのを標準とすると、同じのところに、各市町村がそれを上げ下げすることが自由にされておる。あるいは専従者控除につきましても税額控除の道を聞くにとどまりまして、別に法律上どの程度の税額控除をするというふうなことのきめ方まで

第一類第一号 地方行政委員会議録第十七号 昭和三十三年三月五日

第一

なされていなかったわけでございますが、そういった面につきましては、やはり住民がその所在する市町村を異にするにょつてどれだけの税額控除がされるかといったような場合に、現行の法律の上におきまして全く市町村にまかせられておる。一方では住民負担の均衡化、あるいは合理化というところが叫ばれておるといふような状況にございまして、それらを法律上の事項とするにょつて合理化をはかつてまいり、あるいはそれが負担の軽減にもなる、こういうふうなものが一つの例でございます。

○千葉(七)委員 たいま合理化の内容につきまして説明があつたわけでありまして、その説明によりまして、住民負担の軽減をはかる。そして、かつまた公平な負担を実現する。そして、また地域の格差をなくする、居住地を異にするにょつて生ずる格差をなくする、こういうことがこの合理化の内容だ、このように御説明があつたように了解いたしましたのでありますが、それで差しつかえございませんか。

○細郷政府委員 大体そういうふうな考え方でございまして。

○千葉(七)委員 そこでお尋ねをいたしたいのでありますが、国、地方を合計いたしまして、昭和三十八年度の税の国民所得に対する割合は二一・五%になつておるようでありまして、そうして三十九年の税の負担の割合は、昨年よりも一%ほど多くなりまして二二・五%になつておるようでありまして、この二二・五%の割合による国、地方の合計の税額は幾らになりますか、お伺いをします。

○細郷政府委員 昭和三十三年度で申しますと、国民所得が九兆八千九百五十億円、それに対して国税におきまして三兆一千六百三十三億円、地方税におきまして一兆三千六百七十七億円、その負担率が二二・二%、こういうことでございます。

○千葉(七)委員 そういたしますと、この二二・五%の割合のうち、国税のほうは何%、それから地方税のほうは何%になるか、これは計算してみればわかるかと思つておるのですが、おそらく計算が出ておると思つておる。それをお知らせ願ひたいと思つておる。

○細郷政府委員 国税の負担割合は一五・六%、それから地方税の部分が六・六%でございます。

○千葉(七)委員 そこでお伺いをいたしますが、いまの市町村住民税でありまして、いまの賦課の方法は、その所得割りにおきましては十三段階にこれを区別をして課税をいたしておるわけでありまして、この十三段階の所得別の地方税の負担の割合は、どういふか、いになつておるのか、おわかりであつたらお知らせいただきたいと思つておる。

○細郷政府委員 住民税の所得割りは、御承知のように地方税法第三百十四条の三によりまして、所得ごとに段階をききまして、それぞれの準拠税率を定めておるわけでありまして、ただこれは現行制度におきましては、準拠税率制度となつておるもので、個々の市町村がこの所得の区分並びにその税率をこの法定のとおりでなく、それぞれの市町村の事情によつて区分を変えておるもので、この段階ごとの負担

割合というのは、ちょっといいますと申し上げかねる状況にございまして。○千葉(七)委員 さっきの御説明によりますと、この負担の軽減、合理化につとめる。その内容は、税の負担を公平にして、そして、なおかつ減税をして、さらには地域の格差を縮める、なすべく、こういう御説明であつたわけでありまして、私は、この十三段階の所得の階層別の税の負担の割合がはつきり出てこなければ、はたしてこの地方住民税の負担の割合が公平であるかどうかということが出てこないんではないかという感じがするのであります。その点は、いかがでございますか、低所得者に税がその所得に応じて軽い、あるいは高額所得者にその所得に応じて重い住民税が課されておるか、そういう点、階層別の地方税の負担の割合が出てこないとはつきりしないのではないかと、こういう感じがするのであります。そこで、そういう点については、自治省の当局のほうで、そういう点を考慮してお調べになつたことがあるかどうかという点、そして、私の考え方には間違いがあるか正しいかという点をひとつ御所見をお伺ひしたいと思つておる。

○細郷政府委員 個々の市町村は、先ほど申し上げましたように、所得の刻みと税率区分をいろいろ変えておるもので、必ずしも一つ一つについてちょっと申し上げかねるのでございまして、概して、たとえどこに法律に、最初の段階が十五万円以下の金額について百分の二、こうなつておるが、この十五万円をさらに五万円あるいは十万円というふうな区切り方をいたしておる。また、十五万円

から四十万円の間につきましても、これを細分化し、税率をきめておる、こういうふうな状況にあるのでございまして。そういうふうなきめ方をいたしておるものは、いろいろ市町村にょつて事情はあつちと思つておるが、やはりその市町村内におきまして所得の分布状況、階層別の分布状況、そういうふうなことも考慮をいたし、かつは、沿革的な、昔からの戸数割り制度的な沿革上の残滓もあつたりいたしまして、比較的所得の部分にこの住民税の負担が重くかかつておるといふのが実態のようでございます。もとより私どものほうにおきましては、今回の改正にあたりましては、全国の市町村の悉皆の調査をいたしまして、その結果を総合的に低所得者の負担が重い、こう申し上げておるのでございまして。

なお、一つの例といたしまして、たとえば給与所得者で年収五十万円の標準世帯というものについて見てまいりますと、一番高くその条件の人が負担をしておられます。おきましては、現在一萬八千二百二十円の税が、住民税所得割りがかかつておるのでございまして。これはもしこの人が本文の準拠税率どおり、標準の姿で課税されるといふならば、二千六百三十円で済むというふうな状況にございまして、これは非常に極端な例でございまして、けれども、そのような姿であつておるといふことからも、やはり負担の均衡化をはかる必要があつち、こう考えておるのでございまして。

○千葉(七)委員 そこでお尋ねをいたしたいのでありますが、今度の改正によりまして、たたいま説明のありまし

たように、従来五十万円の所得の人で標準家族の人が一萬八千二百二十円の課税であつたのが、本文方式に直せば二千六百三十円に減税になるんだ、こういうことなんでありまして、従来のだし書き方式による課税の額よりも、本文方式によれば、低額所得者層に対する税の負担の割合は、従前よりもずっと軽くなるというふうな解釈してよろしいわけですか。

○細郷政府委員 先ほど申し上げましたように、所得の刻みを四十年から動かせないようになつたわけでございます。したがつて、現在十五万円以下百分の二と定めてあります部分については、ある市町村が、五万円以下百分の二、それから五万円超十五万円百分の三、こういうふうな定め方をしておることは、四十年以降に降においてはとめられるわけにございまして。したがつて、そういう部分におきましては、十分おしやることにより低所得者の負担の軽減になるものと考えております。今回の措置をとることによりまして、明年度において、ただし書き方式市町村の住民税の納税義務者が約百二十万人ぐらゐ落ちていくというふうなことから見ましても、そういうことが申し上げられると思つておるのでございまして。

○千葉(七)委員 それで、この所得割りにつてはわかつたわけでありまして、次にお尋ねしたいのは、地域の格差の問題であります。いま地方税の一人当たりの負担額につきましまして、一番負担の高い自治体はおそらく東京だと思つておるが、一番高い自治体と、それから平均の負担額、それから一番低い府県はどこでございますか。

○細郷政府委員 それで、この所得割りにつてはわかつたわけでありまして、次にお尋ねしたいのは、地域の格差の問題であります。いま地方税の一人当たりの負担額につきましまして、一番負担の高い自治体はおそらく東京だと思つておるが、一番高い自治体と、それから平均の負担額、それから一番低い府県はどこでございますか。

るか、そうしてまたその一人当たりの負担額、これを三十八年度で教えていただきたいと思ひます。

○細郷政府委員 原別の数字につきましては後ほどいたしますが、大体の傾向はおっしゃるとおりだろうと思ひます。なお、参考までに、昭和三十八年度の当初の見込みで見ても、地方税の住民一人当たりの全国の総平均は一万一千五百五十九円、こういうことになっております。

○千葉(七)委員 一番高いところ、一番低いところはわかりませんか。

○細郷政府委員 県別にはちょっと、後ほど申し上げたいと思ひます。

○千葉(七)委員 じゃ、それは後にお伺いすることにして、私の想像では、おそらく最高に負担をしておる府県とそれから一番低い負担額の県では、相当の開きがあるのではないかと、このように想像いたしたのであります。

そこで、さっきの住民負担の軽減、合理化につとめる、この合理化は、御説明によりますと地域の格差を縮めるという、つまり住居するところによつての負担の割合を縮めていくのだ、これは裏のほうから考えますと、負担額の高いところはそれだけ負担の能力が高いから、結局地方税の一人当たりの税額が高いんだ、こういうことになりまして、それから負担額の低いところは、もちろん負担能力が低いから結局税額が低い、こういうことになるのであります。

これはことばをかえて言へば、税金の高いところはそれだけ財政が豊かである、つまり地方行政の水準が非常に高い、こういうことになり、低いところはその反対だということ

となるわけでありまして、今度の改正によつて高いところと低いところの格差はどういうふうな縮まってくるかという点をひとつ教えていただきたいと思ひます。

○細郷政府委員 県別の数字は後ほど調べた上で御連絡申し上げますと思ひますが、傾向としては、御指摘のように、やはり都会的な府県の住民一人当たりの税負担のほうに数字的に高く出、いなかのほうは低く出るといふことは御指摘のとおりであらうと思ひます。

ただその場合に、一人当たりの負担自体を出します場合に、地方税全体あるいは府県に、府県税全体を住民の数で割りますために、その間に法人の納め、税も入つておるといふようなことから、そのまますぐそれをもつて実質的な負担であるといふふうに見ることは困難であらうかと考えております。

なお、こういった都会的な、いわゆる鉱工業の発展をしております地帯と原始産業的な地帯との差は、どうしても現行の税制におきましては、終局的には所得を税源といたします税体系をとつておられます関係上やむを得ないものではなからうかと考えるのであります。

その間の行政水準を均衡化するために、御承知のような地方交付税制度によつてこの均衡化をはかつておるわけでありまして、今回住民税の負担の軽減合理化をいたしますのは、同じく所得格差の是正と申ししても、税負担の面においてこの是正をしていこうというところとございまして、従来ただし書き方式をとつております市町村が、比較的都会的でない部分に多いといふたような面から、その是正を今回はかること

によりまして、租税負担の面での格差の是正が行なわれる、こういうふうな考へておるのでございます。

○千葉(七)委員 そういたしますと、今度の改正によつては結局は地域間の、各府県間の行政水準の格差というものはそれによつては是正をされる、こういうふうな了解をいたしてよろしいのではないかと思ひますが、そのためには地方交付税交付金等の傾斜配分等によつて、地域の行政水準の格差を是正していくのだ、こういう御説明なのであります。

しかし私は地方交付税交付金の傾斜配分だけで、格差の是正といふことにはならないのではないかと、このように考へられるのであります。

このように考へられるのは、交付税交付金の配分いかんにかかわらず、やはり所得能力の高いところは地方税の税収が高い、低いところはちろん低い、こういうふうなわけでありまして、したがつて、交付税交付金の配分いかんによつてのみであつてはその格差は是正されないのではないかと、こういうふうな考へられるのであります。

その点はどのように考へになりますか。

○細郷政府委員 住民税の今回の措置によつて、租税負担面での格差是正といふことは大いに促進されるものと思ひております。

ただそれによりまして、その市町村の行政水準の格差がどう変わっていくか、いままではその市町村において、住民に負担をよけい求めることによつて水準の格差は是正の補いをしてきたというのが現状であらうと思ひますが、そういう点

を、さらに住民負担を下げることによつて格差が開くことがあつてはならない、こう考へまして、今回住民税の負担軽減の穴埋めといたしましては別途の財政措置を講ずる、それによつて従来水準が下がらないようにするといふことを考へてまいらうと思ひます。

○千葉(七)委員 私は、総体で赤字になつておるか黒字になつておるかというところをお聞きしたのではなくて、三十五年、六年、七年の決算による全国市町村の赤字団体がどういう傾向にあるか、赤字団体がふえているか減つておるかということをお伺いしたのであります。

○岡田説明員 実質収支の状況、特に三十三年から三十六年くらいまでにかけての市町村の赤字団体の数を申し上げますと、三十三年が六百八十八団体、三十四年が五百五十一、三十五年が三百八十四、三十六年が三百五十一といふふうに毎年、二割ずつ漸減いたしております。

○千葉(七)委員 三十七年はわからないうわけですか。

○岡田説明員 いますぐ調べまして御報告申し上げます。

○千葉(七)委員 もしできますなら三十八年の見通しもひとつお伺いしたいと思ひます。

数字がすぐわからなければあつてもよろしいのですが、その数字が出てこない、はたして好転をしておると言ひ得るかどうか、ここにあらわれた数字を見ますと、三十三年は六百八十八の団体が赤字であつて、三十四年は五百五十一の団体が赤字で

負担軽減の穴埋めといたしましては別途の財政措置を講ずる、それによつて従来水準が下がらないようにするといふことを考へてまいらうと思ひます。

○千葉(七)委員 私は、総体で赤字になつておるか黒字になつておるかというところをお聞きしたのではなくて、三十五年、六年、七年の決算による全国市町村の赤字団体がどういう傾向にあるか、赤字団体がふえているか減つておるかということをお伺いしたのであります。

○岡田説明員 実質収支の状況、特に三十三年から三十六年くらいまでにかけての市町村の赤字団体の数を申し上げますと、三十三年が六百八十八団体、三十四年が五百五十一、三十五年が三百八十四、三十六年が三百五十一といふふうに毎年、二割ずつ漸減いたしております。

○千葉(七)委員 三十七年はわからないうわけですか。

○岡田説明員 いますぐ調べまして御報告申し上げます。

○千葉(七)委員 もしできますなら三十八年の見通しもひとつお伺いしたいと思ひます。

数字がすぐわからなければあつてもよろしいのですが、その数字が出てこない、はたして好転をしておると言ひ得るかどうか、ここにあらわれた数字を見ますと、三十三年は六百八十八の団体が赤字であつて、三十四年は五百五十一の団体が赤字で

負担軽減の穴埋めといたしましては別途の財政措置を講ずる、それによつて従来水準が下がらないようにするといふことを考へてまいらうと思ひます。

○千葉(七)委員 私は、総体で赤字になつておるか黒字になつておるかというところをお聞きしたのではなくて、三十五年、六年、七年の決算による全国市町村の赤字団体がどういう傾向にあるか、赤字団体がふえているか減つておるかということをお伺いしたのであります。

○岡田説明員 実質収支の状況、特に三十三年から三十六年くらいまでにかけての市町村の赤字団体の数を申し上げますと、三十三年が六百八十八団体、三十四年が五百五十一、三十五年が三百八十四、三十六年が三百五十一といふふうに毎年、二割ずつ漸減いたしております。

○千葉(七)委員 三十七年はわからないうわけですか。

○岡田説明員 いますぐ調べまして御報告申し上げます。

○千葉(七)委員 もしできますなら三十八年の見通しもひとつお伺いしたいと思ひます。

数字がすぐわからなければあつてもよろしいのですが、その数字が出てこない、はたして好転をしておると言ひ得るかどうか、ここにあらわれた数字を見ますと、三十三年は六百八十八の団体が赤字であつて、三十四年は五百五十一の団体が赤字で

負担軽減の穴埋めといたしましては別途の財政措置を講ずる、それによつて従来水準が下がらないようにするといふことを考へてまいらうと思ひます。

○千葉(七)委員 私は、総体で赤字になつておるか黒字になつておるかというところをお聞きしたのではなくて、三十五年、六年、七年の決算による全国市町村の赤字団体がどういう傾向にあるか、赤字団体がふえているか減つておるかということをお伺いしたのであります。

○岡田説明員 実質収支の状況、特に三十三年から三十六年くらいまでにかけての市町村の赤字団体の数を申し上げますと、三十三年が六百八十八団体、三十四年が五百五十一、三十五年が三百八十四、三十六年が三百五十一といふふうに毎年、二割ずつ漸減いたしております。

○千葉(七)委員 三十七年はわからないうわけですか。

○岡田説明員 いますぐ調べまして御報告申し上げます。

○千葉(七)委員 もしできますなら三十八年の見通しもひとつお伺いしたいと思ひます。

数字がすぐわからなければあつてもよろしいのですが、その数字が出てこない、はたして好転をしておると言ひ得るかどうか、ここにあらわれた数字を見ますと、三十三年は六百八十八の団体が赤字であつて、三十四年は五百五十一の団体が赤字で

あった、三十五年は三百八十四で、三十四年、三十五年を比較すると、ここ

では非常に好転をしたと言ひ得ると思

うのであります。ところが三十五年、

三十六年を比較しますと、大体三十五

年で地方財政の状況が好転をしたとい

うのが頭打ちになってしまひまして、

そして三十六年以降はそのテンポが非

常に鈍っているように私考えられるの

であります。はたして三十七年、三

十八年はどういう数字になっておるか

わかりませんが、そういう感じ

がするのであります。大体その見通

しができますならば、その点も教えて

いただきたいと思います。

○岡田説明員 三十七年度の決算見込

みは先ほど申し上げましたような状況

でございますが、単年度赤字額のほう

で申し上げますと、若干一約五十億

ばかりですけれども、過去の蓄積を食

いつぶしているところ、単年度

赤字になっております。しかしなが

ら、一方では市町村も相当の積み立て

金を持っておりまして、そこら辺を

見合ひさせると、実態がどうなってい

るかというところを的確には申し上げら

れませんけれども、三十八年から九年

にかけて十分慎重に運営をしなければ

なるまいという感じはいたしてござ

います。

○柴田政府委員 おくれて参りました

が、先ほど来地方団体の財政状況につ

いての御質問があったようでござ

います。計数をあげてお話を申し上げま

す。赤字団体の数の推移でございます

が、再建債を考へまして、再建債を実

質的に赤字と考へた場合の収支の推移

を昭和三十一年からたどりますと、市

町村の数は、昭和三十一年度二千二百

三十五団体ありましたものが、三十七

年度決算では四百九十団体に減つてお

ります。三十五年に比べますと、三十

五年が六百八団体、三十六年が五百七

団体、三十七年が四百九十団体であり

ます。赤字額も総額で三十七年度六百

一億の赤字が百七十九億に減つており

ます。市町村の場合を見ますと、三十

四年が二百十二億、それが百五十四億、

百二十四億と逐次減つております。

先ほど来財政課長からお話し申し上げ

ましたのは、三十七年度の状況を見

ますと、財政調整積立金をそれぞれど

の団体でも積んでおりますが、それは言

取りくずしが激しくなつた、それは言

いかえれば、投資的経費の需要に食

れまして、いままで蓄積しておつたも

のを取りくずして仕事をしておる。結

局それが単年度赤字にあらわれてきた

わけでございますが、そういう意味合

いから申しますならば、数年前に比べ

る逐次地方財政としては好転をして

おる。しかし、現象面だけを見ます

と、単年度赤字はふえております。そ

れはやはり投資的経費の需要が非常に

激しくなつて、それに財源の蓄積が食

われておる、かようにわれわれは判断

をしておるわけでございます。

○千葉(七)委員 いずれにいたしまし

ても、財政調整積立金をくずして、そ

うして赤字を埋めておるのだ、こうい

うことであります。仕事の内容を見

るならば好転しておるといふ御説明

もありませんけれども、ただいまの御説

明によつては、決して地方財政の現状

は逐次好転しておるとは判断できな

い、こういう状況にあると思ふのであ

ります。

そこで今度のこの地方税の、住民税

減税なんでありまして、住民税の減税

をいたしまして、そして先ほど来の説

明のように、この税の負担の公平を期

する、合理的な課税をするんだ、こう

いうようなことにつきまして、私た

ちはもちろん賛成なんであります。

「永田委員長代理退席 委員長着

席」

しかしこの住民税の減税によつて生

ずる赤字を、減税額を、これは計算に

よりますと、初年度、三十九年度にお

きましては百四十八億円で、約百

五十億、四十年におきましてはこ

れまた百四十億、合計いたしまし

て二百九十億、約三百億、こう

いう穴が地方自治体、市町村にあ

くわけなんでありまして、そこで政府とし

ましてはその穴埋めのために、三十九

年においては百五十億円のこの減収の

うち、百億円を地方債で起債をして、

そしてその元利償還を政府が見てや

る、こういう措置をとつていただ

わけてあります。その他五十億につ

いては地方交付税交付金に算入する、

いわゆる基準財政需要額に算入する、

そういうことで埋めてやる、こういう

ことなんでありまして、私はこの住民

税の減税によつて生じたこの財政の欠

陥、それを埋める資金というものは、

これは財政資金、もちろん財政資金だ

と私は思うのであります。そこで財政

法を調べてみますと、財政法には第四

条で、「国の歳入は、公債又は借入金

以外の歳入を以て、その財源としな

ければならない。公債や借入金で歳入

の財源としてはいけない、こういうふ

うに厳然として定められておる。それ

からまた地方財政法では第二条に、地

方公共団体はその財政の健全な運営に

つとめ、そしてそのためには、第五

条で、地方公共団体の歳入は、地方債

以外の歳入をもつてその財源にし、

こういふことになっておるわけなん

であります。これは厳然として定められ

ておる。そこで、この住民税の減税の

措置によつて生じた財政資金を、国の

財政法なり、地方の財政法の厳然たる

規定に反する地方債でまかなうとい

うことは、地方財政法のためまじ上非常

に疑問があるのではないかと、こうい

ふに考へるのであります。もちろん

別途提案になっております。この穴埋

め法案の市町村住民税減税補てん償還

費に係る財政上の特別措置に関する法

律案ですか、これによりますと、地方

財政法の第五条の規定のいかんにか

かわらず、地方債でもって埋めるん

だ、こういう提案がありますから、ま

たその際に、その適法性がきつと論議

されると思ふのであります。私はそ

ういふ点から考へるならば、この国の

財源の、補てんの方法は、地方財政法

上から考へると大きな疑問があるので

はないかと思ふのであります。その点

に対する当局の見解はどうでありま

すか。

○柴田政府委員 お話の点は、一応問

題になる点であらうと思ふのでござ

います。原則はお話のように、こうい

ふものについては地方債を起さないと

てまじ、地方財政の健全性を維持する

といふたてまじからなつておるわけ

であります。ただ今回こういう措置をとり

ましたのは、まさにその例外的措置で

ござります。したがつてまた別途法律

案を提案いたしましたして御審議をわす

らわしておるわけでございますが、ただ

今度の地方債による措置につきまして

は、同時に元利につきまして国が補給

をする、その三分の一につきましては

基準財政需要額でもって埋めるとい

ふこと、

これは、

これは、

これは、

ことになっておるわけでございまして、言うならばその減収額の分割払い、一般財源をもって埋めるべきものを、分割払いの形式をとっておるわけでございまして、災害等の場合におきましても同じようなやり方を過去においておる形をとります場合におきましては、単に借金だけなしてそうして穴を埋めたといった無責任な態度と比べますと、はるかに責任をとった態度であろうと思ふのでありますが、異例な措置でございましてけれども、異例な減税——異例と申しますと語弊があるかもしれませんが、とにかくいままで混合方式のたてまえのもとにあった財政の運営上、ただし書き方式をとっておいた、それを統合する、しかも一挙に統合するわけでございまして、いわば大手術、人間のからだですいませんならば非常に大きな手術をするわけでございませぬ。したがって、特に漸減的に財源を補給していきこう、こういう措置をとったのでありまして、それに対する措置といたしましては国家財政の都合、状況等も考え、分割払いの措置をとった、かように御了解願いたいと思ひます。

○千葉(七)委員 これはまあ異例の措置であるというのですから、そう言つてしまえばそれまでなんです、百億円前後の金額でありますから、したがってそういう異例の措置をとらなければ措置がでないほどの金額ではないか、別途、こういう方法によらないで——これは異例の措置だ、異例の措置だといって、財政法の規定に反するような財源措置をやるということは、厳にこれは慎まなければならぬのではないかと、国の財政にいたしましても地方財政にいたしましても、通常の歳入の財源を借金に求めるといふことは、厳にそれらの法律で禁じられておるものでありますから、したがってそういう方法をとりとるというところは、これは可能な限り慎まなければならぬのではないかと、したがって百億やそこらの金を、財政法に反するようなやり方で異例の措置をしなければならぬというふうなことは、私はどうして納得がいかなないのであります。それはまあ異例の措置でしかたがないんだと言われれば、結局それまでなんです、ありますが、私はどうして、こういうふうなことを続けていくというところになると、いつの間にか異例が恒例になつてしまふおそれがあるのではないかと、こういうふうにも考えられまして、したがってどうしてもしようやうなやり方については納得がいかなぬ。こういう点を、まあこれは私の意見でありますけれども、もしも申し上げておきたいと思ふのであります。

○千葉(七)委員 五年間異例を続けるというわけでございしますが、それはそれとしまして、それでは本来ならば来年度百五十億の財政欠陥を生ずる、五十億は交付税交付金の基準財政需要額に算入をする、百億円は地方債で補てんをする、そして翌年度はその百億円に對して八十億圓しか起債の措置をしない、こういうことになるのでございまして、したがって翌年度になりまして、二十億の地方の財源の欠陥ができて、こういうことになるわけですが、その二十億圓はこういうことで埋めるのですか。

○柴田政府委員 百五十億圓の減税を行なうわけでございしますので、初年度には百五十億圓の起債を許可するわけでございまして、したがってその元利償還金について三分の二は国が補給する、三分の一については基準財政需要額に算入をいたしまして、地方共同の財源でもって補てんをしていく、そういうたてまえでございまして、それを漸減してまいりますと、おことはのように二割ずつ減っていくわけでございまして、けれども、これは別途基準財政需要額の中に減収額を繰り込んでいく、恒久的には地方財政が困らないようにしていく。つまり、補てんの額が漸減してま

いきますので、穴があいていく分だけ、別途基準財政需要額の中に吸収をしていく、それだけ基準財政需要額を上げていくわけでございまして、そういう措置をとっていただきたい。したがって、五年間たちますと恒常的な状態に戻したい、こういうふうにご考えておる次第でございまして。

○千葉(七)委員 別途の基準財政需要額に算入をする、交付税交付金の財政需要額に算入をする、こういう意味で、その別途というものは、

○柴田政府委員 問題を初めから申し上げないと、少し説明がまずいのと相行なつておりました行政というものが何かということになるわけでございまして、もちろん、その団体にとっては必要財政需要に達しない、しかしそれはたてまえから言いますならば、本文方式を採用してやっておるところがあるわけでありまして、したがって、基準財政需要額の算定方法にも罪がないとは言えないわけでありまして、それを一ぺんに直すというものはなかなかむずかしい。そこで減税は一挙にやるけれども、その減税によって穴のあく部分については、とりあえず起債を起しおいては、補てんをする。しかしそれで実害を与えてはいかぬから、元利補給については別途措置をする。しかしその措置を毎年、毎年とっていくわけにはまいりませんので、逐次補てんする類というものは減らしていく、それによつて穴があいた部分は基準財政需要額のほうを再検討して、そのほうで吸収していく、こういう措置をとらうとしておるわけでありまして、したがって

五年経過後のその市町村の状態を考えますならば、三十九年度、あるいは四十年年度、両年度を通じまして減税した額というものは、すべて基準財政需要額の是正によつて補給される、こういう措置をとりたい。それだけのものは交付税の自然増収等の状況を見合せて十分できる、かように判断したわけでありまして。

○千葉(七)委員 逐次二十億圓ずつ減額していき、五年間の後には減額をした分について基準財政需要額に算入をする。その算入の内容については現在の算入の基準を変えて吸収していき、こういうふうにご理解したわけでありまして、交付税交付金の国税三税に對する割合は二・八・九の割合でありまして、たまたまのお話によりまして、国税三税の自然増収によつて、この交付税交付金の総額もしたがってふえるのであるから、その増額の中に吸収していくことができると考えておる、こういうお考えのようですが、私はその考え方が根本的に誤まっております。なぜなら、国税三税の増収に伴つて、そういう経済情勢になれば、地方の従来からの行政水準も当然高まってくるはずであります。国税三税が増収になるような状態であれば、それに準じて従来の方自治体の行政水準もそれに伴つて高まっていくはずなんです。したがって、現行の税制を改正して生じた財政上の欠陥を、その自然増、自然に増額される交付税交付金の中に吸収していくというところはできないはずだ、私はこのように考えられるのであります。いまの交付税交付金の税率のままにおいては、確かに自然増収があまりま



人にも個人事業税がかかる。いわば課税最低限が、個人事業税のほうが、むしろ現行のままでは低くなるというたような点を考慮いたしまして、引き上げをいたしたのであります。また税率引き上げ後の所得税等におききます控除の状況等も考えて、そういうふうにいたしましたわけでございます。

なお、この機会に先ほどお答を保留しておりました都道府県別の租税の一人当たりの負担額を申し上げますと、国税、地方税を通じまして一番高いのが東京都の八万九千五百三十六円、一番低いのが鹿児島県の七千二百五十九円、傾向はそういうところでござい

ます。

○千葉(七)委員 地方税だけの計算はわかりませんか。

○細郷政府委員 都道府県税、市町村税合わせた地方税について見ますと、東京が二万二千七百二十九円、鹿児島が三千九百七十六円、こういうことになっております。

○千葉(七)委員 そして平均は一万一千五百五十九円ですか。

○細郷政府委員 先ほど申し上げました一万一千五百円は三十八年でござい

ますが、この調べは三十七年でござい

ますので若干違いますが、平均は地方税において一万一千三百十一円でござ

います。

水準の格差があるわけでありまして、政治の本質というものは、これは政治の政治はもろろんのこと、地方の政治もそうでございますが、地方のすみずみまで行政の水準というものを向上せしむるといのが政治の本質でなければならぬと思うのであります。この税の負担能力から見まして、地方税に限ってみましても、大都市に行政の能力が非常に高く、僻地になればなるほど行政の水準が低い、こういうふうなことはもう可能な限り改めていかなければならぬ、このように考えておるのであります。そういう点を申し上げたかったので、この状態をお聞きしたのであります。

それはそれといたしまして、この事業主の控除の問題であります。私は二十二万に引き上げたから減税だとは、これはどうしても言えないと思

のであります。昨日配付をいたさ

した地方税法等の一部を改正する法律案についての調査資料を見ますと、事業税の二十万円を二十二万円に引き

上げたのは、これは市町村民税の本文方式、かつ準拠税率を改正した結果、標準世帯でその課税の最低限度が二十七万円である。二十七万円、それに

見合せて事業主基礎控除を二十二万円に改めたのだ。というのは、白色申告で専従者控除を五万円認めておるから、そこで事業主控除二十二万円と白色専従者控除五万円を加えると二十七万円になって、ちょうど市町村民税の課税の最低限度額の二十七万円に見合らうから二十二万円に引き上げたのだ、こういう説明であります。これはこれはおかしいと思つて、住民税と事業税とは全然範疇の違

う税金なのでありまして、住民税の課税最低限度額が二十七万円だから、事業主の基礎控除も二十七万円に見合らうように二十万円引き上げたのだ。つまり違うものさしを比べるということはおかしいのじゃないかと思つて、お

かしいのじゃないかと思つて、お

かしいのじゃないかと思つて、お

かしいのじゃないかと思つて、お

かしいのじゃないかと思つて、お

低限というものをこの際保障すべきではなからうか、こう考えて二万円の引き上げをいたした次第でござい

ますから、これでやめます。

○千葉(七)委員 まあ水かけ論になり

ますから、これでやめます。

○千葉(七)委員 まあ水かけ論になり

ますから、これでやめます。

○細郷政府委員 固定資産税の課税対象となつております土地、家屋、償却資産、この各資産を通じて、評価の均衡をはかるということで、評価制度調査会をいろいろ御審議をいた

たわけでありまして、その結果、土地については売買実例価額、こういうこと

で土地の評価の均衡をはかりたい、

ういうことであつたわけでありまして、土地と申ししても、宅地もござい

ますし、また農地もございまして、

ますし、また農地もございまして、



地まではその評価額によって税額控除をする、こういうような行き方をとおるのでございます。

○千葉(七)委員 その他電気ガス税、たばこ消費税、軽油引取税等いろいろありますが、私一人で時間を取ってもあれですから、これで質問を打ち切り

○森田委員長 暫時休憩し、午後一時三十分より再開いたします。

午後零時十八分休憩

午後一時四十分開議

○森田委員長 再開いたします。公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案についての質疑は去る七日終了いたしております。

○森田委員長 たいま委員長の手元に田川誠一君、川村継義君及び栗山礼行君から公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案が提出されております。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案  
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十条に一項を加える改正規定中「総裁を通じて」を削る。

○森田委員長 提出者から趣旨の説明を聴取いたします。田川誠一君。

○田川委員 たいまお手元に配付いたしました公営企業金融公庫法案に對

する自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案にかかる修正案につきまして、私から提案理由を説明申し上げます。

案文は、お手元に配付いたしておりますので、朗読は省略させていただきます。

御承知のように、原案は、地方公営企業に対し低利かつ安定した資金を供給することを任務とする公営企業金融公庫に關し、政府の追加出資の手續を明確化するとともに、同公庫の監事の権限を整備する目的のもとに提出されたわけであり、今日まで当委員会

で慎重かつ熱心に審査を重ねてまいりました結果、監事の権限についてさらに一そう強化及び明確化をはかり、公庫業務運営の適正化を期する必要があるものと認められたのであります。これが本修正案を提出する理由であります。

次に修正の内容について申し上げます。修正案は、監事の権限につき、監事は、監査の結果に基づき、主務大臣に直接意見を提出することができることとしたのであります。すなわち原案は、監事は、監査の結果に基づき、総裁を通じて主務大臣に意見を提出することができるとされておりましたので、意見を提出することといたしますと、監事の意見が総裁の手元で保留されたり、また総裁を通ずることにより監事の自由な意見の表明が制約されるおそれもあり、せつかく監事の権限を強化する目的が貫徹しないうらみがありますので、そこで修正案は、監事が総裁を通じて、直接主務大臣に意見を提出することができるとしたものであります。

以上がこの修正案の趣旨及びその概要であります。何とぞ皆さま方の御賛成をお願いいたします。

○森田委員長 以上で修正案の趣旨説明は終わりました。

○森田委員長 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○森田委員長 起立総員。よて、本修正案は可決されました。次に、たいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

提出することができるとしたのであります。

○森田委員長 以上で修正案の趣旨説明は終わりました。

○森田委員長 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○森田委員長 起立総員。よて、本修正案は可決されました。次に、たいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○森田委員長 起立総員。よて、本修正案は可決されました。次に、たいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○森田委員長 起立総員。よて、本修正案は可決されました。次に、たいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○森田委員長 起立総員。よて、本修正案は可決されました。次に、たいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○森田委員長 起立総員。よて、本修正案は可決されました。次に、たいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○森田委員長 起立総員。よて、本修正案は可決されました。次に、たいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

する法律案に対する附帯決議案の趣旨説明を行ないたいと思ひます。

○森田委員長 以上で修正案の趣旨説明は終わりました。

○森田委員長 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案に對する附帯決議案の趣旨説明を行ないたいと思ひます。

り、まことに憂慮にたえない状況となつております。

○森田委員長 御異議なしと認めます。よて、本案は、田川誠一君外二名提出の動議のごとく附帯決議を付すに決しました。

められておりますので、これを許します。早川自治大臣。

○早川國務大臣 ただいまの御決議の趣旨を十分尊重し、善処したいと考えてます。

○森田委員長 おはかりいたします。

ただいま修正議決されました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○森田委員長 この際、早川自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。早川自治大臣。

○早川國務大臣 先般当委員会において行ないました地方財政計画の説明について、一部不十分な点がありましたので、この際、これを補足させていただきます。

すなわち、ただいま御審議をいただいております地方税法改正案中、料理飲食等消費税について閣議において一部修正が行なわれましたが、さきに提出いたしました地方財政計画の地方税収入の見込み額については、料飲税の改正による減収見込み額を修正前の数字を基礎として算定いたしておりますので、閣議における修正の結果、減収額は約五億円増加することとなります。この点ききの説明を補足させていただきますとともに、各位の御了承をいただきたいと思います。

○森田委員長 引き続き、地方税法等の一部を改正する法律案及び市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。細谷治嘉君。

○細谷委員 私は地方税法の一部改正の問題について質問をいたしますが、その前に、午前中の質問におきまして、千葉委員から個人事業税の問題について、三十四年に改正された免税点あるいは税率というところで軽減措置をとったということですが、具体的にどういう軽減が行なわれたのか、年次を追うた資料を次の委員会までに出していただきたい、こういうふうに思っています。よろしくお願いたします。

ところで、地方税法の問題であります。まずお尋ねしたい点は、今度の改正による減税は画期的なことであることをせんだっての委員会で細郷局長から説明があったわけですが、これを御覧いただき、これを御覧いただき、地方税全体といたしましては増収額に対して約十分の一程度の減税ということになっております。ところが府県税の場合になりますと十五分の一程度、市町村税になりますと約五分の一程度、こういうことになっております。残念ながら、私は地方財政計画の中における府県と市町村を分けた資料をいただきましたけれども、まだその資料が出ておりませんので、これを受けて地方財政計画はどうか、いま申し上げましたよ

うに、府県と市町村の減税額の間にはかなりのアンバランスが起こっております。むしろ住民税等の減税という問題が起こっておりますのでわかりませんが、こういうことではないのか、まず税務局長なりあるいは財政局長に財政当局としての立場、財務当局としての立場からお答え願いたいと思っております。

○細郷政府委員 先般御説明申し上げておりますように、明年度の地方税制におきましては、府県、市町村を通じて初年度四百九十五億の減税となっておるのでございます。ただその半面には、ただいま御指摘のございましたように、市町村財政に及ぼす影響等を考慮いたしまして、市町村たばこ消費税の税率を一・六%引き上げ、また住民税につきましては、経過的ではございますが減税補てんのための措置を講ずる。さらに道路の目的財源としての軽油引取税の二〇%アップをやるというふうなこともございまして、そういった面を考慮いたしますと、住民税の補てんは一応地方債という形になっておりますが、それをどうやって考えてまいりますと、三十九年度におきまして府県税の減収は二百億、それから市町村税におきましては財政計画

上六十一億、こういうことと相なるのでございます。この百六十一億の市町村税のうち七十八億分につきましては、財政計画上の住民税の数字等をお話しておりますので、その分につきましては別途の補てんの措置を講じておりますので、明年度の市町村税の財政計画上の数字から申しますと、百六十一億から七十八億引いた数字が財政上の影響となる数字になるわけでございます。

す。これらの数字につきましては、半面に地方税におきます自然増収が、府県におきましては現行法において千五百七十億、市町村税におきましては現行法において千八百億でございますことと、別途交付税におきましても国税三税の伸び等により増収がございまして、それらによって全般的な財政調整措置を講じつつ財政の運営に支障のないように措置をいたしたい、かように考えておるのでございます。

○柴田政府委員 財政だけの立場から申し上げますならば、府県と市町村とを見比べてみた場合には、やはり市町村に財源が全体として足りないのではないかと感じをわれわれは持つております。と申しますのは、府県ももちろん足りませんが、結局末端の市町村というものは最終的にすべてのものの始末をする立場に立つものから、いろいろ問題があるだろう、しかも財政力は乏しい、こういう立場から申し上げますと、やはり税源はなるべく市町村のほうに持つていく、市町村税制を強化してやりたい、こういう気持があるわけでございます。

しかし一方税制だけの問題から言いますならば、府県税制につきましては地方税制にまつわりますいろいろな問題が逐次片づいてきておる。どちらかといえは地方税制に残されている問題は、市町村税にあるのではなからうか、かように私は感じておるのであります。そういう意味から言いますれば、今回の税制改正において考えられた措置というものはやむを得なかったのではないかと。したがって、税制の合理化ということになれば、税制改正のといった措置は当然だ。それによる財政

的な穴埋めという問題は、これは当面は国税の配分を通じて補てんしていくことになるわけですが、基本的には、府県も入れてでございますけれども、特に市町村の振興といえますか、そういうところに税源を植えつけていく、こういうことを考えていかなくてはならぬのではないだろうか、かように考えておる次第であります。

○細谷委員 そこでお尋ねしたい点は、地方財政計画では前年度比一九・五%程度の伸び、こういうことになっておるわけでございますけれども、現実には税の伸びというのは、県の場合に普通税で二六%程度、市町村の場合には一六%程度の伸び、こういう形になっておるわけですか。そこで、資料をいただいておりますのでありますが、見通しとして、一九・五%の来年の地方財政計画の伸びというのは、府県がどの程度と大体見積もっておるのか、市町村がどの程度と見積もられておるのか、概数でもよろしいですから聞かしていただきたい。

○柴田政府委員 その基本になりますところは、国庫補助負担事業がどのように行なわれるかということに実はネックがあるわけでありまして、それが使えませんが、それから、いつぞやお話しの、府県と市町村の調整がなかなかできない、こういうことになっておるわけでありまして。ただ、通常の状態からいいますならば、経費の伸びは、給与制度の改正が平年度化せられることになりまして、その点からいいますと、給与関係経費では、府県と市町村の伸びは二対一の割合であって、したがって伸びた交付税の額は府県に大きく流れるのが普通であります。しかし、

市町村税において、今回このような改正が行なわれますので、おそらくは来年の場合には、交付税の増加分の配分は従来の割合以上に市町村にいくだろう、こういう見通しを持っておりま

す。  
○細谷委員 その程度にいたしまして、次に住民税の問題、これは減税の一つの柱でもございますが、問題はそれのあとをどう財源付与をするか、こういうことでございますので、この点についてまずお尋ねしたいと思います。

お尋ねしたい第一点は、せんだっての質問で、いわゆる赤字補てん債、こういう形でやるのが昭和四十六年に元利のピークになって、それが百七十二億円のピークと見込まれる、こういうお答えがあったわけでございますが、いま提案されているような方式で、年次を追うて元利がどうなっていくのか、まずお聞かせいただきたいと思ひます。

○細郷政府委員 三十九年度に百五十億、以下二割減つて四十三年度の三十億まで、また四十年に百五十億、以下二割減つて四十四年の三十億まで、こういう発行のしかたをいたしますと、両方合わせまして起債発行予定総額は九百億円になります。これに對しまして、いま考えておりますのは、金額政府引き受けというところでございまして、利率は一応六分五厘、元利均等の半年賦償還で、最初の一年以内の据え置き期間を含めて七カ年の償還、こういう条件で計算をいたしてまいりますと、三十九年度、これは最初の年でありますので、借り入れの時期にも左右されますが、一応半期分という考え方でいきますと、三十九年度で四億五千万、四十年で二十七億九千

八百萬、四十一年で七十億七百萬、四十二年で百十二億二百万、四十三年で百四十二億五千万、四十四年度で百六十一億五千五百萬、四十五年で百七十億九百萬、そして四十六年がい

わゆる最高のピークでございますが、百七十億九千八百萬でございます。以下五十一年までございまして、その総計は千七百七十六億二百万、こういう一応の見込み計算でございます。

○細谷委員 四十七年は……  
○細郷政府委員 四十七年は百四十三億三千二百万であります。

○細谷委員 この元利の償還について、問題はたった二年のものをごういうふうな長くかかるわけでございますけれども、せんだって私は予算委員会にの分科会で早川自治大臣にお尋ねいたしましたのでありますけれども、時間不足の中で的確に私の納得のいくような答を得ることができなかったためです。この点について、自治大臣が予算委員会、この五年間で補てんがなくなるんだが、その間に自主財源の自然増収あるいは交付税の増収が期待される、だから五年後には補てんがなくて自立できるような見通しだ、こういうふうな答えております。そういう見通しはけっこうでありますけれども、財政当局からこういう見通しが具体的に立っておるかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○柴田政府委員 お尋ねの点は、減税補てん債を漸減していく部分についてのどのような形で措置するのかということと、交付税の基準財政需要額の中に入れていく。したがって、四十年の場合で考えますと、ことし三十九年度で発

行いたします百五十億円の二割減の三十億圓つづつ市町村の基準財政需要額の中に入れていく、こういうことになり

ます。もとより基準財政需要額でございますので、総体的な計算をいたして

おります。個々の団体によっては多少

のばこが出てくるかもしれませ

ん。その場合は、結局そのごほこに

つきましては、特別交付税の配分の際

に調整していくということにならうか

と思ひます。

○細谷委員 特別交付税というものが

あたかも不老長寿の妙案のような話

で、きわめて納得できないお答えなん

でございますけれども、現実年度の改

定によって市町村が三分の一あるい

は四割程度の収入になるというものが

多いのではないかと申すのであります。

一体それが五年後に交付税なりあるいは自主財源の増加によって補てんでき

るんだ、具体的に、たとえば交付税の税率をふやすとか、あるいは税法を改正するといふようなものを持ってお

てただし書き方式を採用しておる。こ

れはやむにやまれぬ措置なんです。そ

ういうことで、五年や十年で自然増収

が四割程度であったものが一〇〇にな

るなんといふことはどういふ考えられ

ないじゃないかと思ふ。それについて

具体的に交付税率を上げるとか、ある

いは税法上の改正というふうなお考え

はないようでありませうけれども、今度

の交付税についていただいた資料を拜

見いたしますと、来年度において都道

府県で四百十九億円の基準財政需要額

と収入額の差額から見て増が出てくる

ということが資料に書いてあります。

市町村の場合ですと、三百四十九億圓

の収入額の増から需要額の増を差し引

いた純増がある。合わせますと七百六

十八億圓というのが自治省の見積もつ

た基準財政需要額の純増、こういうこ

とになります。この七百六十八億圓の中

には、自治省の考えがいろいろ変転を

したようでありませうけれども、三分の一は交付税の基準財政需要額の中で、単位は千円に対して千円ということ

で補てんするといふので、一〇〇%三分の一は補てんするといふお考えのようであります。この七百六十八億圓の中にはそのお考えの五十億圓と

十億圓というのが地方交付税の総額

でございます。このうちから六%の特

別交付税を差し引きますと、大体にお

いて五千九百七十億圓程度しか残りま

せん。ところが昨年の普通交付税は五

千二百四十億圓、差し引きますと七百

二十九億圓です。普通交付税では自治

省が見積もつておる七百六十八億圓に

足りませぬ。こういう事情からい

て、来年度以降交付税で補てんする

というところは、交付税に別枠を設け

ない限りはできないのじゃないか、いま

の二八・九という交付税率をもつてし

ては、これはやるのだとおっしゃれば

やれるかもしれませんが、そういうこ

とは市町村の実態を、わかつておるで

しょうけれども親身になって世話しな

い態度じゃないかと思ひますが、この

点いかがですか。

○柴田政府委員 午前中の委員会でお

答えていたことでございませうが、

結局、現在たし書きによる増収額と

申しますか、たし書き方式を採用して

いるために生じておる増収額は何に

使うかというところに基本的な問題が

ある。その中身は調べてみればいろ

ろあるわけでございませうが、交付税の

配分方法の不合理と申しますか、妥当

を欠いたことに起因するものも確かに

あると思ひます。それはそれで直して

いくわけでございませうが、一挙に減税

を行ないますために当該市町村に大き

な穴があく、それが非常に激甚であり

ますので、その部分について減税補て

ん債を發行して、それを逐次なくす

しに吸収していく。なしくずしに吸収

していくことによつて、その基準財政

需要額において吸収すべきもの、つま

り基準財政需要額のいまの算定方法の

是正を要すべきものだと考えられる点を直していくということでございます。いま細谷先生の計算をお話になりましたが、きょうはちょっと計数を持っておりませんが、計算の基礎が少し複雑でございますので、あるいは誤解になっておるのじゃないかと思ひます。金額全体としましては年々二十億くらい。この二十億くらいものを、ふえてまいります七百億なり八百億というものの中において吸収すること、そうむずかしい問題でない。ただ通常のペース以外に非常に大きな財政需要が起ってくる、あるいは市町村の行政態容が変わってくるということになりますれば、これは地方財政全体の問題として、交付税率の問題は別途検討する必要があると思ひますが、このこと自体によって当然に交付税まで及ぶ問題ではない、かように考えております。

○細谷委員 私はせんだつても申し上げましたように、交付税の計算の不合理は直さなければなりませんけれども、間々激変があることは地方財政を混乱に陥れるという立場に立って申し上げておるわけであつて、いま私の質問に対して誤解なりあるいは計数上の違いがあるのじゃないかというので、誤解があつてはたいへんですからあらためて確認いたしますが、三十九年度の地方交付税の総額は、ラウンドで申し上げますが、六千三百五十億円で間違いないですね。百三十七億は全部一〇〇%繰り越したと仮定して申し上げておるのですから。

○柴田政府委員 三十九年度の地方交付税は六千三百五十一億円。この中には百三十七億円の繰り越し額が含まれております。

○細谷委員 そうしますとその六%に当たる三百八十一億円というのが特別交付税のワケになると理解して間違いないですね。

○柴田政府委員 そのとおりであります。

○細谷委員 そうすると、差し引きますと五千九百六十九億円というものが、現在のところ三十九年度の普通交付税の総額ということになります。三十八年度の普通交付税の総額は五千二百四十億円で、差引七百二十九億円。間違いないと思ひます。そうしますと自治省が見込んである七百六十八億という来年度の純需要額の増に満たない、こういうことになります。三十九年度の問題でありますから五十億円の補てんというのは起りませんけれども、こういう現実からいって四十年以降特別な交付税の率を変えないで、あるいは臨時的な交付税の措置を講じないで、いまの二・八・九%という率でやるということ、これは地方財政の実態を考へてやらない態度ではないか、というものは、吸収できない問題じゃないかというものが私の質問している点なんです。

○柴田政府委員 私のほうで交付金額の増として見込みました額とこの計算とが違ふというお話でございます。その点を計数的に誤解があるのじゃないかということをおし上げたわけでありまして、六千三百五十一億円の九四%と、三十八年度の五千五百三億円の九四%、この比較と交付基準額がどうなるか、こういう問題でございます。

○細谷委員 その点は計算は合っていると思ひます。

○柴田政府委員 それは、この点は計算は合っていると思ひます。それから一〇〇%吸収できるかどうかの問題でございますけれども、これだけの伸びのもので毎年七百億か八百億くらいの伸びがあるわけでありまして、その中で減税補てん債が削減されていって、削減された額を吸収していただくわけでございますが、その削減された額というものは、先ほどもお答えいたしましたように、四十年でいい、三十九年度、これは平年度化してまいりますと、三十億、毎年新たに三十億、二十億円の財政需要を見込んでいかなければならぬということになるわけでございます。その程度のもので、八百億円の交付金額の増、基準財政需要額にいたしますと、もっと大きな伸びになるわけでございます。二千億からの伸びになるわけでございますが、その中でこれを吸収していくことはそうむずかしいくないということをおし上げたわけでございます。

○細谷委員 むずかしいかと、それは事務的にはできるでしょう。しかし、私が申し上げておるのは、とにかく来年度そういうことを考へなくても七百六十八億円の需要増というのがあつて、これを吸収する。しかも、これは収入額を差し引いた純増です。あなたが七、八百億円毎年交付税が伸びる、こうおっしゃいますけれども、そういう純増をまかなう、消化できないような現状において新しい要素を加えるということ、これは地方財政の、自治省の立場じゃないんじやないか。大蔵省の立場じゃないか、こう私は思ふので、そういうことでは地方はとうてい納得できないことだと思ふ。

○柴田政府委員 それは地方財政全体として現在の交付税率で、地方財政全体の財政需要をまかなっていきまふに、現在の交付税率でいいか悪いかという問題になるわけでございます。その問題につきましては、別途地方財政全体の立場、国家財政の立場、両方を考へて検討すべき問題であらうと思ひます。私が申し上げておる趣旨は地方団体に非常に大きな財政需要が起ってくるような場合、あるいは地方税収入に大きな激変が生ずるような場合といったようなことになりますれば、そういう交付税率の、いまの二・八・九%というものが妥当かどうかというところを検討すべき時期が生じないとは申し上げない。それはあるかも知れません。しかし現在の状態で推移いたしますれば、先ほど私が二十億と申し上げましたが、間違いでございまして、三十億でございまして、二十億以上程度のものでございまして、二十億以上の基準財政需要額が伸びていく際に、基準財政需要額の中に吸収して織り込んでいくことは、むずかしいことではないだらうというように申し上げたわけでございます。その根拠は、本来ならば但し書き方式を採用して財政をやつておられますか、一体地方財政の立場と申しますか、普通の計算をいたします場合の立場といたしましては、言うならば地方団体が自分に与えられた財源の弾力を活用して進んで仕事をしたい。つまり交付税で補償すべき必要最小限度の財政需要というものが、これはまらぬか当てはまらぬかというところからいいますならば、現在の計算の場合、基準財政収入の計

算については、本文方式を採用するものとして計算しておるわけでございます。だから、現実にはたし書き方式をやつておるところについては、ある部分はそれだけ交付税がよけい流れておるわけでございます。それにおお足らないからただし書き方式をとつておる、こういうことになっておる。そういう形でいきますならば、現に交付税の配分方法は是正すべき点がありますれば、これを直しながら、逐次本文方式のほうに遷るよう指導して、現に私も数年前から指導をやつてきた、現に毎年百団体くらいは本文方式に変わつてきておるわけでございます。これを続けていけば、いままでの方式で漸次本文方式でいくということも不可能じゃないが、ただ国民負担の現状からいいますれば、そういう方式を長くかけてやっていくということは適當じゃないということ、一挙に本文方式に是正するという税制改正に踏み切つたわけでございます。そうしますと、一べんに非常に大きな激変が起るから、その激変を緩和するように補てんを行なうんだ、こういうことになつたわけでございます。

○細谷委員 私は、あまり数字で申し上げたくないわけですが、問題は、交付税、交付税とおっしゃるけれども、いま私が申し上げたようなこと、から推定しても、交付税でまかなうというところは、事務的にはまかなうでしょう。ほかのほうをとかく六千三百億の背中で五十億程度しぼり出すわけですから、できないこともないでしょう。端的に言いますと、交付税を決定しまして、交付基準というものがきまります。それに補正係数の〇・九

算については、本文方式を採用するものとして計算しておるわけでございます。だから、現実にはたし書き方式をやつておるところについては、ある部分はそれだけ交付税がよけい流れておるわけでございます。それにおお足らないからただし書き方式をとつておる、こういうことになっておる。そういう形でいきますならば、現に交付税の配分方法は是正すべき点がありますれば、これを直しながら、逐次本文方式のほうに遷るよう指導して、現に私も数年前から指導をやつてきた、現に毎年百団体くらいは本文方式に変わつてきておるわけでございます。これを続けていけば、いままでの方式で漸次本文方式でいくということも不可能じゃないが、ただ国民負担の現状からいいますれば、そういう方式を長くかけてやっていくということは適當じゃないということ、一挙に本文方式に是正するという税制改正に踏み切つたわけでございます。そうしますと、一べんに非常に大きな激変が起るから、その激変を緩和するように補てんを行なうんだ、こういうことになつたわけでございます。

九九九なんかという顕微鏡で見なければならぬような何かもあるような数字をかける、そういうことになれば出てきましよう。しかしそれは地方団体の困っている、地方団体を発展させる立場に立っている自治省としては、そういうことについては現在の二八・九という交付税率は消化し切れないこの問題なんだから、これはひとつ特定のものを見てやらなければならぬ。私は端的に言いますと、この問題については不満で、完全に独立財源を与えるべきだと思ふ。しかしそれもなかなかむずかしいので、交付税ということで完全に補てんしてあげたらどうか、そうして、それは暫定期間として臨時というような名前でけこうだから——

税制調査会でも、あるいは地方調査会でも税財源の再配分をしるという検討しておりますが、そういう時期までは、臨時という名のつくこの問題についての特別交付金制度、前にありました臨時地方交付金制度というものを、たとえば国税三税は二兆一千九百億、その一・何%か臨時にやっつけていけばできることなんですから、そういうことで一番困っている、一番財源の貧弱な市町村の立場に立ってやるべきではないかと思ふのです。これについて大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○早川国務大臣 御趣旨まことにございませう。いろいろ御議論を聞いておりますが、私は大所高所から見まして、今度の住民税の減税問題にからんで、地方財政としてパラメータはどうかという大局論から申しますと、仕事をすることも地方行政であります。橋をかけたなり、家を建てたり、同時に、地方の住民の減税を

するとということも地方行政の仕事、市町村として大きな仕事で、したがって、この問題全体をバランスシートをとってみますと、国から五カ年間で、数字を申しますと七百八十四億円、元利補給という補助金で地方財政はプラスしたという結論になるわけでありませう。したがってこれは非常に大きな金額であつて、国としては地方行政を助けるために八百億近い金を出した。かく私は考えておる。したがって問題は、その減税をいたしました自治体それぞれの問題でございますけれども、減税するということ、その市町村の仕事をやめてやっただ、こういう理屈になるのですけれども、それではほかの仕事に非常に支障を来しますから、これによつて生ずる補てんを一〇〇%やろう、五年間に二割ずつ減らしていこう、その減らしていく額は交付税全体として見れば、財政局長の言うように、こなし得ない大きなものではないのではないかと、いま細谷さんの御指摘のように、特別にリクをつくつて、あるいは交付税を税率を上げてというところまで考えなければならぬほどの大きな負担には、財政超過にはならない、こういう判断をしておるわけでございます。

○細谷委員 大臣の御答弁を聞きまして、暮れの子算編成の最終段階におきまして、自治大臣として二時間におきまして、自治大臣と渡り合った、そうしてできたものが妥協の産物、私どもから見ますと、自治大臣のその段階における労は多しとします、多しとしますけれども、今日の自治体にとっては容易ならぬ問題でございますので、もう私は大臣の心境はおそらく違ふんじやないかと思ふ。大蔵大臣と折衝して、こういう段階にあるので、自分の所信は述べできない立場におありだと思ふのですけれども、私は、やはり吸収できないという問題がなくて、困窮しておる、特に減税の中においても、先ほど申し上げましたように、府県はほとんど伸びる、市町村については伸びない、しかもおそらく地方財政計画の中で、一九%伸びておるのは一六%というところでございますから、交付税の傾斜配分とか、あるいは、何か五十億程度しぼり出して——それを、毎年減ることだからしぼり出していこうというところでは、あまりにもこる薬的な立場ではないか、こう思ふのです。ひとつこれは何とでも完全に近い財源補てんをいまおやりになつて、いまやろうとしておる方法がなくて与えてやること、地方自治を助けるんじやなく、発展させる、自治を守る、こういう意味でこれだけではわれわれとしても直ちに上げようという考えはありませぬ。しかし将来、先ほど局長も言いましたように、たいへん地方財政に大きな負担を与えるような計数が出てまいりましたら、当然それはそのとき考へたい、こういう考えであるのであります。

次に、お尋ねしたい点は、この

本文方式でも超過税率をやっているところがあります。普通の標準税率でやっているとすると、超過税率でやっているとすると二倍くらいとっているところもございませう。ところで、資料によりますと、超過税率を課している市町村が百四四ある、しかも一・五倍をこえるものが四十六団体もある、こういうことよろございませう。——五十七団体ですか、資料によりますと、四十七団体、先だつての局長のお答えですと、五十七団体ということでありませう、いづれにしても、相当数が超過税率でとっておる、こういうことでは、三十八年度に不交付団体については補てん債を認めない。これは四十六団体あるそうでありませう、この数字は間違ひございませぬか。

○細谷政府委員 本文方式で標準税率の一・五倍をこえておる団体は、昨年の七月一日現在で五十七ございませう。若干町村の数に違いがあらうかと思ひますが、調査時点のズレからくるものと、いま一つは、合併等によります不均一課税団体を計算の外に置いたといったようなことで、若干ズレしておると思ひます。その本文方式のうちで、標準税率の一・五倍をこえて五十七団体のうち、不交付の団体は四つでございます。

○細谷委員 そこで、お尋ねしたい点は、本文方式をとっておるからといって、必ずしも財政力があるんだ、こういうことに限ってございませぬ。現実には、やはり住民の負担がどうだろうか。先ほど大臣がおっしゃったように、橋をかけるばかりが能じやなくて、税を軽減してやるということも自治体としての重要な役割なんだ、こういうところから、減税をしておるともございませう。あるいは、すくなく、こういうところが本文方式を採用しておる、こういう関係でやっていると、もありません。あるいは行政水準よりも住民の負担を考へるべきだということをやっておるともございませう。そういうことでは、全然かまつてやらないで、そして、ただし書き方式を使つておつた、そういうところについては見てやる、こういうこともいささか不公平だといふを免れたいと思ひますが、いかがですか。

○細谷政府委員 本文方式で標準税率を越えてやっております団体につきましても、四十年にわたるこの補てん債を認めてまいりたいと思ひます。ただ、その場合に、不交付団体につきましても、補てん債を認めないで、特別交付税によつて措置してまいりたい、かように考へております。

○細谷委員 私がお尋ねしたい点は、ただし書きをとるような財政力の自治体であるけれども、いま申し上げたような形で、本文方式があるいは本文方式のある程度の超過税率を課しておつた、こういうところに対して、今度の措置は全然かまつてやらぬということ、不公平のそしりを免れないのじやないかという点をお尋ねしたわけでございます。

○早川国務大臣 この問題は、補てん問題で政府内部におきまして、御指摘のように、本文方式をとつて、事業をやるよりも住民の減税をはかるという決断を自治体の首長がやるという

るような自治体というものは、私は、ある意味では尊敬いたします。何でも事業をやればいい、ほんとうの住民の福祉が何かということを真剣に考えて、本文方式をとられた自治体は多々あると思うのであります。また、非常に豊かであって——豊かといいますが、それは非常に豊かであるかどうか知りませんが、工場があつて、固定資産税がたくさん取れるとか、いろいろの事由で、本文方式をいち早く採用した市町村もございましょう。ですから、一律に論じられませんかけれども、そういう個々のケースを見まして、ただし書きをとつたものは補てんされる、苦しいけれども住民の減税を先にやつたというようなあれが損をするところがないように、自治大臣としては、市町村の個々のケースを見まして、特別交付税その他の場合には十分配慮してみたいと思つておるわけでありまして、本文方式をとつたものとあれとの不公平というものは、ケース、ケースがありますから、一律に処理できませんので、ただし書き方式市町村だけに補てんする、こういうことになつたわけでありまして。

と、ここで、もう一つお尋ねいたしますが、三十八年度、ただし書きをとつて不交付団体であるところがあるので、お尋ねしたい点は、本文方式をとるようになったらば転落して、交付団体になるといふ事例はございませんか。

○細郷政府委員 現実の問題と理論上の問題と二つあると思つていますが、理論的には、現在交付税の算定は、御承知のように、住民税に關しましては、本文方式をとつておられますので、ほかの状態がかわらない限りは、これによる変化はないはずであります。ただ、現実の問題といたしましては、来年度の財政需要が全般的にどういう手当てがされるか、そういうことによる変化は起こるかと思つておられます。

○細谷委員 おそらく、三十八年度といふことでこの補てん債といふことがきめられておりますが、私が心配しておりますのは、これが五年間なり六年間といふものは固定しているものではありませんが、たとえ三十八年度においてはなるほど不交付団体であるけれども、三十九年度、四十年年度においてはそのままでもあるいは交付団体になるといふこともあると思つておられます。事情は動いていきますから、こういう点もやはり十分に不公平にならないような形で対処していただくということが必要ではないかと思つておられます。

○細郷政府委員 何ぶんにも今回の住民税減税並びにその補てんの一連の措置が、たゞまゝと現実の調和をどこに求めるかという点にあるわけでございます。おっしゃる通りに、この補てん債並びにそれに対する元利の補給といふ措置をその年度、年度でやるということも一つの考えでございます。私どもも検討の過程においては考えたのでございますが、ただそういうことをいたしますと、個々の団体にとつて、自分のところの計画的な財政運営ができなくなる。その年に交付になるのかわりになるのかによつて、いつも動いてしまつたといふような不安が起つてまいるわけでありまして、そこで今回の措置が、先ほど来いろいろ議論がなされておられるように、ある部分はやはりその団体の自力というものによつて将来の財政運営に寄与してもらわなければならない。同時に、こういうふうな国が五六年間二割ずつの通減的な補てん措置を講ずるといふ方式が明らかになつておられますので、この方式を確定しておくことが、その市町村の自主的な財政運営にプラスになるのではないだらうかといふような意味で、どこで線を引くかいろいろ議論をいたしましたわけでありまして、すでにきまつております三十八年度の姿で一応ステッキさせてその措置を固める、こういうことでございます。したがつて、それによりまして将来個々の団体においては、いろいろな変化があらうかと思つておられます。その変化につきましては、やはりそのときそのときの、その団体の財政状態も考えながら十分配慮してまいらなければならぬ、かように考へておられます。

○細谷委員 大臣、そのとおりと理解してよろしいですか。

○早川國務大臣 そのとおり考へております。

○細谷委員 そこで、そういうような財政実情に應じた配慮をしていくとなると、先ほど私がお尋ねした交付税のワケが、自治省が想定するのにプラスアルファというものが必要になつてくるといふ現実的根拠がやはり出てきたと思う。しかし先ほどお答えいただいたとおりですが、この点につきましては、もつと大蔵当局の考えも確かむべきじゃないか、こう私は思つておられます。次の機会に關係者においでいただくように委員長において御配慮をお願いしたいと思います。

○森田委員長 了承しました。

○細谷委員 次に、固定資産税の問題についてお尋ねいたします。せんだつていただいた資料によりますと、三十九年度の課税標準額というものが資料として出されておられます。

○細郷政府委員 固定資産税の三十八年度の当初見込みにおきましては土地、家屋、償却資産通じた全体で二千七百八十八億九千九百九十九円でございます。それに対して現行は二千三百七十七億九千九百九十九円でございます。いまして、その伸びは一一％でございます。なお、三十九年度におきましては固定資産税について若干の軽減措置を講じておられますので、財政計画の最後にはあらわれませんでした数字は少しそれを下回つておられます。

○細谷委員 下回るといふので、どのくらいになりますか。

○細郷政府委員 五十一億三千万円の改正による減がございまして。

○細谷委員 伸び率でもけっこうです。

○細郷政府委員 その結果、固定資産税の改正後の収入見込み額は二千二百六十六億六千八百九十九円、伸び率はちよつと計算してみます。

○細谷委員 それではお尋ねいたしますが、せんだつていただいた資料によりますと、三十九年度の土地の評価課税標準額というものは四兆四千四百八十二億円ということになっておられます。三十八年度の課税標準額は土地については三兆九千九百九十六億円でございまして、土地については一一四％の伸びということになります。この数字は確認してよろしゅうございませうか。

○細郷政府委員 三十八年度の土地につきましては三兆九千九百九十九億九千九百九十九円、それから三十九年度の土地につきましては四兆四千四百五十三億七千七百九十九円でございます。

○細谷委員 率も大体一一四％程度になりますね。——續いてお尋ねいたしますが、宅地については三十八年度が二兆二千六百二十六億円で、三十九年度の自治省のこの資料によりますと二兆七千五百五十三億円、ちよつと一一二％になっておられますが、そのとおりでございますか。

○細郷政府委員 宅地につきまして三十九年度は二兆七千五百五十三億でありまして。

○細谷委員 償却資産については三十八年度が六兆八千九百二十八億円でございまして、三十九年度におきましては五兆八千九百七億円でございまして。

て、前年度と比べますと八五%となつておりますが、この数字は確認できま

すか。  
○細郷政府委員 昭和三十九年度は五兆八千九百七億三千三百万円でござ

います。

○細谷委員 三十八年度は……

○細郷政府委員 いま確かめておりま

す。いまちょっと調べて……

○森田委員長 すぐ調べられますか。

時間がかるのでしたら……

○細郷政府委員 三十八年度は五兆三

千二百億六千六百万円でござ

います。

○細谷委員 その数字は少しおかし

と思うのですけれどもね。私が調べた

ところでは、三十八年度の課税標準額

というのは、もっと申し上げますと、

償却資産については、三十六年度が四

兆八千五百七十四億、三十七年度が五

兆八千五百五十八億、三十八年度は、先

ほど申し上げましたように六兆八千九百

二十八億、こういうことになっており

まして、三十九年度の場合ですと、六

兆八千九百二十八億という昨年の課税

標準額は、在来分として今年度のこの資

料によりますと、四兆四千百三十八億

円、六四%に減じておるわけです。そ

れに新規のものが、増加分が一兆四千

七百六十八億ありまして、その合計

が五兆八千九百七億、こういうふう

になっておるはずですが。

○細郷政府委員 ただいま申し上げま

した三十八年度の五兆三千二百億六千

六百万円、これが三十八年度分の課税

標準額に当たるものでござ

数字がいま申し上げた数字でござ

います。  
○細谷委員 そろそろ三十六年と

七年は……

○細郷政府委員 たいへん恐縮でござ

いますけれども、いまちょっとあれし

ておりますので、至急取り調べてお答

え申し上げます。

○川村委員 このままちょっと休憩し

てください。

○森田委員長 調べがつくまでこのま

まで休憩いたします。

午後二時五十六分休憩

午後三時九分開議

○森田委員長 再開いたします。

質疑を続行します。細郷税務局長。

○細郷政府委員 三十八年度の償却資

産の総評価額は六兆八千四百五十二億

四千八百万円でござ

います。ただそれが

課税標準額の特例等がござ

いますので、課税標準額としては五兆三千

二百億六千六百万円、これに見合いま

す三十九年度の評価額は七兆六千六

百二億五千万円、これに對しまして

課税標準額は五兆八千九百七億三千三

百万円、こういうこと

でござ

います。

○細谷委員 いまの数字が出たわけ

ありますけれども、三十六年度、七年

度、八年度、九年度について課税評価

額、課税標準額、それから在来分と年度

ごとに追加された新規分と分けて、いま

なったわけでありませ

ども、先ほど申し上げましたように、土地につ

いては一割四分、それから宅地について

はちょうど二割、山林については二割

四分程度、家屋については二割三分、

これはむろん新規分が加わってござ

いますから、家屋について在来分を申し上

げますと、前年度に對してちょうど一

割程度、二割三分の課税標準額の

伸び、したがって税の伸び、こういう

ことになりませ

ども、償却資産については一割程度

です。おそろく九%くらいだろ

うと思

うのです。この委員会でも問題

になっておりましたように、全体とし

てはおそろく一〇八、九%程度だろ

うと思

うのです。この出た数字を見ます

と、この税法の中で特別措置として三

十九、四十、四十一年と三カ年間は二

割で頭打ちさせる、農地については前

年どおりだ、こういうことになってお

りますけれども、従来の伸びからいき

ますと、償却資産が一番伸びた、そし

てその次は家屋だ、土地はほとんど変

わらない、こういうのが従来の課税標準

額の年度を追うての推移です。今度は

この新しい標準を使ったためにどう

なったかとい

いますと、高度経済成長

政策の中にお

いて一番伸びておる償却

資産がわずかに八、九%しか伸びな

い。土地などについては頭打ちしたか

ら二割、そして山林などもやはり頭打

ちして伸びて

いる。そういう形で家屋

も土地も総上

がり、これが目的税には

ね返ってきて

いる、こういう現況で

ござ

います。これで激変でないと言えま

しょうか、課税が公平だと言

えるで

しょうか、お尋ね

します。

○細郷政府委員 償却資産の伸びの大

小は、やはり設備投資の状況にも左右

されま

すので、必ずしも毎年常に償却

資産の伸びがいいというわけでもない

と思

います。三資産間の均衡につきま

しては、従来から家屋、償却資産につ

きま

ましては、大体評価の水準がいわゆる

時価の水準に合

っておりませ

ども、土地につきま

しては御承知のよ

うなこと

で離れておるわけ

でござ

います。したが

るの

があたりまえだというよう

な局長

さんの見解でありませ

ども、こ

ういうふう

に考えなければ

な

りませ

んが、そ

ういう構

成が変わ

ったとい

うこと

をお認め

いただけ

ますか。

それでそ

れが正しい

とお考え

なのか、お尋

ね

いた

します。

○細郷政府委員 三つの資産の間の評

価の均衡をと

る、そして

それぞれ適

正

な時価を

求めるとい

うのが、御承知の

ような評価の方法

です。その限

りにござ

います。三つの

資産間の税

負担という

も

すれば、三

資産間の税

負担という

も

の

はやはり大

きく変動

せざるを得

ない

と思

います。ただ

その時価を、ど

こ

で税負担に

これを移し

ていくかとい

う

問題が残

っております

ので、今回

の措置にお

いては、暫

定的な措置

をいた

したわけ

でござ

います。い

わ

けでござ

います。い





る石油化学その他の新しい産業が出てまいりました。それらの産業につきましても、まだ大々的な工業化の段階に至らない程度のものであるというように、新規の産業を従来と同じような扱いをすることがいかかであるかというので、税制調査会の意見も徴しまして、昭和三十七年に、重要基礎資材でありましてかつ五割をこえるもののほかに新規の産業については三年間だけ経過的に免税措置を講ずる、こういったような意見が出たわけでありまして、その線に沿って関係の通産省とも十分打ち合わせをいたしまして、その線によつて一応三十七年に整理をいたしたわけでございます。したがって、四百八十九条の第一項にあがっておりますものは重要基礎産業資材、第二項にあがっておりますものがいま申し上げました新規産業三年間の免税、こういったことで、項を分けて表示をいたしておる次第でございます。

○細谷委員 電気がコストの中に五割以上占める、たとえばカーバイト、一種の電気が原料というものについてはわかりませんが、たとえこの第一項の二十二の二とか、あるいは二十三のピロロンとかあるいはポリビニール・アルコールとか、そういう意味で、今度できておるプロピレンオキサイドあるいはポリプロピレン、こういったものが追加されておりますね。これは、整理してこうなつたというのですが、技術的にあるいはプロセスとして、一と二に分けるような――一方は三年間に区切るということ自体にこれはもう問題があるのじゃないか。ここで一の問題についてはほとんどさわらずに、新しく

追加するものについてはやむを得ないから二にやるという態度ではないかと思ふのです。科学は進歩しておるので、もう宇宙時代といわれている。そういう段階において、もっとこういう問題は整理すべきじゃないか。私は何もかも電気ガスを税を免除しようということには言いません。ただ、一人前になるまでは、そういう援助措置も必要であるけれども、こういうものを永遠の既得権としてやっていくことについては、これはいけないのだ、こういう観点はあります。いかがです。

○細郷政府委員 電気ガスの非課税につきましても、電気ガス税そのものについての議論も関連いたしました。いろいろ議論が分かれておるのでございまして、ただ三十七年にそういう新しいいわば基準を設定したわけでありまして、その基準の設定によりまして新規のもので、まだそう広範にそういう製法が取り入れられていない、また大々的な工業化の段階に入っていないというものについて、期限を切つてこれを免税にしよう、しかしそれはまた三年後の姿によつてもいろいろ議論のあるところであらうと思ひますが、一応そういう線で従来からのものを整理をいたしたのでございます。なお、第一項に上がっておりますものについても期限を切れるというふうに伺つたのでございますが、それでよろしゅうございませうか。

○細谷委員 期限を切れというより、一人前になるまではやむを得ないけれども、一人前になつたらやめたらいけない、あなたのおっしゃる趣旨からいっても、そういうことですよ。

○細郷政府委員 第一項に掲げられておりますものにつきましても、だんだんと整理をしては、とこういう御意思と思ふのでありますが、これはやはり電気ガス税自体をどう考えていくかという問題にもからんでおるわけでありまして、現在、電気ガスの第一項に上がっております非課税部分につきましては、一次製品のための事業の製造過程で使われる電気で、それがおおむね五割をこえておるもの、こういうものについては、それが基礎的生産資材であるという意味で、特にこの税について、こういった種類のものについて非課税を講じておるわけでありまして、ですから、これらの問題につきましても、電気ガス税をどう持っていくかという根本的な問題にも関連をいたしますので、なお将来の問題として検討に値するであらう、こう考えておる次第であります。

○細谷委員 電気ガス税のあり方という形でことばをそろすからいかぬのであって、残念ながら、私は化学を二十年ばかりやっておりますので、これをみると、基礎的原料だというのが、ポリアミド繊維、ナイロンですよ。その次に書いてあるカプロラクタム、こういうものも、いま日本の企業の中で一番利益を上げておる企業なんですよ。基礎原料じゃありませんよ。そういうものをそのままほうっておいて、二項はプロピレンオキサイド、これは確かにこれからの企業です。これを一人前に育ててやることも必要でしょう。日本の企業において一番いい、たとえば東洋レーヨン、そういうところのこれは十分一人前になっておるでしょう。そ

ういふものについて触れないというのは、一体どういうことですか。

○細郷政府委員 一応三十七年度に基準をつくりましたときに、そういったものを整理をいたしたわけでございますが、そのときの電気ガス税の考え方自体において、一次製品のものにはこれを課税をしないという考え方に立って、そういう整理をいたしたものでございまして、現在こういったままになっておるわけでございます。将来電気ガス税というものをどういうふうに持っていくのか、ある人はこれを純粋の消費税的なものに純化をしていくべきではなからうかという御議論もございまして、いや、そうではなくて、やはり電気については、製造の総過程においてそれぞれ課税をしていくべきだ、その課税の仕方についてはいろいろの論があるにしても、課税をしていくべきだといったような議論もございまして、実はそれらの点についての検討が、将来問題として残つておるのでございます。したがって、そういった面を頭に入れつつ、こういった問題もあわせて検討しなければならぬ、こういったふうにご考慮を願つておるのでございます。

○細谷委員 いま申し上げたように、もうすでに世界の企業として太刀打ちできる製品がその中にずらりと並べてあるのだ、基礎原料は、石炭とかそういうものは認めます。認めますけれども、基礎原料と言えないものがあるんですよ。これは戦後の企業です。戦後の工業の中でできてきたものであります。もう完全に一人前。トップ・クラスなんです。そういうものを毎年毎年検討して、時宜に即したような措置を

しないところに、租税特別法が問題になるように、この免税も問題があるのです。これはひとつ十分検討して、毎年毎年でもいいから誤解を抱かせないように、ほんとうに企業を育成するという形で検討をしていただく、むしろ電気ガス税そのものの本質についても十分検討は必要であります。それからからめないで、一つ一つの品目について十分検討していただかなければならぬ、こう思います。

次にお尋ねしたい点は、この一項の二十五の二に「ビスコース繊維及び銅アンモニア繊維」がございますが、今度は「綿紡績糸、ビスコース繊維紡績糸及び銅アンモニア繊維紡績糸、綿織物、ビスコース繊維織物及び銅アンモニア繊維織物」こう書いてあります。四品目で、これは新しく織物のほうになつておる。織物をつくるものではなくて、織物のほうに百分の二ということでありまして、百分の二というのは一体どういう根拠で出したのか。これだけを百分の二にしようとする新しい規定を設けたのは一体どういうことなんですか。これをお尋ねします。

○細郷政府委員 従来の基準でまいりますと、いま御指摘のようないろいろ御議論もあるわけでありまして、一応整理をされておるといふ格好になつておるのであります。今回特に綿紡績糸につきましても期限を切つて百分の二といたしましたのは、従来の非課税の基準とは違つた角度から、輸出振興という政策面からの配慮によるものでございまして、今回御提案申し上げておられます品目につきましては、わが国の輸出総量に占めます比率が高い、また

○細谷委員 従来は「綿紡績糸、ビスコース繊維紡績糸及び銅アンモニア繊維紡績糸、綿織物、ビスコース繊維織物及び銅アンモニア繊維織物」こう書いてあります。四品目で、これは新しく織物のほうになつておる。織物をつくるものではなくて、織物のほうに百分の二ということでありまして、百分の二というのは一体どういう根拠で出したのか。これだけを百分の二にしようとする新しい規定を設けたのは一体どういうことなんですか。これをお尋ねします。

○細郷政府委員 従来は「綿紡績糸、ビスコース繊維紡績糸及び銅アンモニア繊維紡績糸、綿織物、ビスコース繊維織物及び銅アンモニア繊維織物」こう書いてあります。四品目で、これは新しく織物のほうになつておる。織物をつくるものではなくて、織物のほうに百分の二ということでありまして、百分の二というのは一体どういう根拠で出したのか。これだけを百分の二にしようとする新しい規定を設けたのは一体どういうことなんですか。これをお尋ねします。

コスト中に占める電気の比率も相当程度あるというので一つの基準をつくりまして、その基準によって今回綿蘭関係につきましての限時的な非課税をいたしましたわけでございます。限時にいたしましたのは、やはり輸出振興といったような政策的な配慮によりましてがゆえにいたしましたのでございます。また百分の二といいたしましたのは、地方団体と輸出振興との関係を、税制面での程度に取り入れるかといったような考慮のもとに、おおむね三分の二程度の軽減、三分の一は地元に残すというところで二%という税率にいたしました次第でございます。

○細谷委員 新しい百分の二なんという免税の規定にもひとつ再検討いただきたい。百分の二という新しい規定を設けますことは、これは輸出振興から大いにけっこう、輸出立国、貿易立国の国なんですからけっこうです。しかし百分の二というのは既得権になつて、やがてまた来年、再来年とどんどん品目が追加されるのじゃないか、こういうことでは困るので、きちんと技術的な根拠、合理性、こういうものに貫かれておらなければならぬのじゃないかと私は思います。そういう点で電気ガス税そのものについて賛成ということじゃございませんけれども、こういうところにもっと大きな問題点があるということを指摘し、十分御検討いただきたいと思ひます。

次にお尋ねいたしたいことは、外客に対する料理飲食等消費税の件についてでございます。新聞によりますと二月の二十一日に大臣は閣議において非常に御努力をいただいたようでございますけれども、閣議で強引に押し切ら

れたというところのようでございます。この当初の原案を見ますと——ここにたまたま当初の原案と現在出されたものを張つてございますので、非常によくわかつたのでございますが、当初の案でありますと「旅館における宿泊及びこれに伴う飲食について」こういうふうになつておる。ところが今度は「飲食及び旅館における宿泊非常に範囲が広がつております。その上に期限が無期限、こういうことになつております。これはいろいろ新聞上で私はその情報をお聞きしているわけでございますけれども、またこの表の中に、先ほど大臣からいただいた資料の中にも、地方財政計画なり税収等の計数も、地方財政計画の中にあることは、プリントの中にもあります。その点は了解いたしますけれども、これはもう前から問題になつた問題であります。飲食及び旅館における宿泊と原案が変わつておる、期限も無期限、これについて一体どういふことでそういうふうに変つたのか、ひとつお漏らしいただきたいと思ひます。

策といひますか、諸外国におきまして遊興飲食税のようなものはかけておらぬじゃないか、私も、ハワイなんかに行つたらずいぶんこのことを言われまして。おそろく閣僚諸公もずいぶん言われておるようでありまして、まあせつかくオリンピックということも契機に、これを当分の間免税にしたらどうか、こういうわけでありまして。

○細谷委員 せんだつての本会議で池田総理の御答弁を聞きまして、自治大臣がいまおっしゃつた当分の間免税したらどうかということではなくて、観光致のたてまえからいって当然のことだということ、総理と自治大臣のこの問題についての姿勢といひますか考えが違つておるようでございますか、いかがですか。

○早川国務大臣 いまお答え申し上げます。先ほど外客については、率直に言つて評判が悪いわけでありまして、ですから、そういう意見も考慮いたしまして、観光政策を加味してこういう当分の間と、範囲を広げるといふことになつたわけでありまして、食ひ違ひはございません。

○華山委員 ただいまの問題に關連をいたしました大臣にお聞きいたしたい。「当分の間」といふのはどういふ意味でございますか。いつになつたら、どういふ状態になつたらやめるといふ意味でございますか。まことにばく然としたら、何をかよくわからぬのでございますが、何かこれをやるためには意義がある、その障害がなくなれば消えるということではなからば、「当分の間」といふことはいはないと思つてございます。どういふ理由でこういうことになつたか、

「当分の間」といふことになるのでございすか、お聞きいたしたい。

○早川国務大臣 「当分の間」といふことばの定義でございますが、法律的にこの法律を変えるまで、変えなかつたらつと続く、こういう意味でございます。

○華山委員 それは、法律的のことはわかりませんが、当分の間といふのは、かけるべきであるけれども、しかたがないからしばらくの間といふ意味だと思つてございしますが、どういふ状態になつたらその法律がなくなりますか、お聞きいたしたい。

○早川国務大臣 外人の遊興税の免税の実施状況等、いろいろむずかしい技術面もございしますので、そういう意味でそういうものをいろいろにらみながらという含みを持つておるわけでありまして。しかしただいま申しましたように、法律的にはこれをやめるといふ法律が出ない以上ずっと続いていく、これが「当分の間」といふ意味であります。

○華山委員 それはわかりませんが、そういうことではなくて、一体「当分の間」といふのは、やむを得ないから当分こうしておけという意味なんですか、やむを得ない状態がなくなればやめるのは当然なんだ。その「当分の間」といふ真意はどこにあるのか、ということをお聞きしてはいたしません。

○早川国務大臣 本来ならば書く必要のない文句かもしれませんが、しかしいろいろ実施の面で新しい試みでありまして一〇〇%、「当分の間」を削ればいいのでしようけれども、いろいろ実情を検討するという意味で、そこに若干の弾力性をおいたのであります。技

術上外人の遊興税の免税につきましては、あるいは免税する人があるじゃないかと、あるいはパスポートを運用する者が出てくるじゃないかという若干の不安を残しておりますので、「当分の間」といふ巧妙な表現をしておるわけでございます。

○華山委員 こういう法律は、まことに私はいけないと思つた。税といふものは厳正でなければならぬ、公平でなければいけない。ほかの規定には、ある程度の余裕を持たせることはできませんけれども、税といふものは、きちんとしておることが本則でございます。それをあまい「当分の間」といふふうなことを使うことは、税の体系として私にはよくないと思つた。たとえば三年間免税にするとか、なとかでなければいけないのであつて、こういうことについては私はまことに不満足であります。

もう一つ伺ひますが、かりに政治的にこうあつてもよろしいといふふうに考へても、それが徴税技術上障害になるという場合には、やむを得ずやらない場合がある、これが税の原則でございます。私はこの間大蔵大臣に中小企業のことにつきまして、こういう税の取り方をしたらいいじゃないかと言つたところが、大蔵大臣はそれはもつとだと言つた。ところが事務官僚の人がかけつけてきて、これはできないと言つたら、ああそうですかと言つて、やめた。その間の協議は五分ぐらいなんです。

私は非常に不満足ですからなお追及しますけれども、事務当局にお伺ひしますが、これには遊興は入つておりませんね。







村なり自治体が反対するわけにはいかないでしょう。

それから、四七%といいますが、それも、それは国全体のことであって、そんな四七%なんというのはいま、非常に貧窮したところの府県におきましては、教育費だけで義務的な経費が四〇%をこえます。これは実情をもう少しお考えくださいますようお願い申し上げます。これで終わるとにいたします。

○森田委員長 次に、小委員会設置の件についておはかりいたします。

地方税法等の一部を改正する法律案及び市町村民税減税補てん償償費に係る財政上の特別措置に関する法律案の両案審査のため、小委員十名からなる地方税法等の一部を改正する法律案等審査小委員会を設置することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、小委員及び小委員長の選任についておはかりいたします。

小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長の指名に御一任願いたしと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議なしと認めます。

それでは、小委員に

- 大石 八治君 奥野 誠亮君
- 久保田次君 田川 誠一君
- 永田 亮一君 村山 達雄君
- 千葉 七郎君 細谷 治嘉君
- 安井 吉典君 栗山 礼行君

を指名いたします。

小委員長には、永田亮一君を指名いたします。

○森田委員長 次に、地方公営企業に関する調査のため、小委員十名からなる調査小委員会を設置するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

次に、小委員及び小委員長の選任についておはかりいたします。

小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長の指名に御一任願いたしと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議なしと認めます。

それでは小委員に

- 大西 正男君 武市 恭信君
- 登坂重次郎君 藤田 義光君
- 森下 元晴君 和爾俊二郎君
- 佐野 憲治君 重盛 寿治君
- 華山 親義君 門司 亮君

小委員長には藤田義光君を指名いたします。

なおこの際おはかりいたします。ただいま設置いたしました両小委員会の小委員から辞任の申し出のありました場合の辞任の許可並びに小委員に欠員が生じた場合の補欠選任につきましては、委員長に御一任願いたしと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十四分散会

昭和三十九年三月十一日印刷

昭和三十九年三月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局